18934	4－［2－（ベンゾイミダゾール－2－イルスルファニル）エチル］ピペラジン－1－カルバルデヒド	8－(2)－2290
18935	4－［2－（ベンゾイミダゾール－2－イルスルファニル）エチル］ピペラジン＝三塩酸塩	8－(2)－2291
18936	1－ベンゾイル－6－［4－（ヘキシルスルファニル）アニリノ］－3－メチル－2，7－ジヒドロ－3*H*－ナフト［1，2，3－*de*］キノリン－2，7－ジオン	8－(1)－3514
18937	1－ベンゾイル－6－［4－（ヘキシルスルホニル)アニリノ］－3－メチル－2，7－ジヒドロ－3*H*－ナフト［1，2，3－*de*］キノリン－2，7－ジオン	8－(1)－3515
18938	｛1－ベンゾイル－6－［4－（ヘキシルスルホニル）アニリノ］－3－メチル－2，7－ジヒドロ－3*H*－ナフト［1，2，3－*de*］キノリン－2，7－ジオンと発煙硫酸の反応生成物｝及びそのアンモニウム塩（混合物）	8－(1)－3516
18939	*N*－（2，1，3－ベンゾオキサジアゾール－4－イル）－6－フェニルニコチンアミド	8－(1)－3517
18940	1*H*－ベンゾ［*d*］［1，2，3］トリアゾール－4－カルボン酸	8－(3)－1253
18941	ペンター3－エン－2－オン	2－(8)－765
18942	1，2，3，4，5－ペンタブロモ－6－ブロモメチルベンゼン	4－(5)－231
18943	ペンタン－1，5－ジカルボニトリル	2－(6)－1850
18944	2－ペンチルプロパン－1，3－ジオール	2－(8)－766
18945	2－ペンチルベンゾイミダゾール	8－(2)－2292
18946	ポリ（オキシ［3－（2－アミノエチルアミノ）プロピル(メトキシ）シランジイル］／オキシ｛3－［*N*－ベンジル－2－（ベンジルアミノ）エチルアミノ］プロピル（メトキシ）シランジイル｝）	10－2503
18947	ポリ［オキシ（ビフェニル－4，4’－ジイル）／オキシ（1，4－フェニレン）カルボニル（1，4－フェニレン）／オキシ（2－スルホ－1，4－フェニレン）カルボニル（3－スルホ－1，4－フェニレン)］	10－2504
18948	ポリ［5－（4－*tert*－ブチルフェニル）ビシクロ［2．2．1］ヘプタ－2－エン］	9－2377
18949	ポリ［メチル（3－スルファニルプロピル）シロキサン］－*graft*－ポリ［(2－ヒドロキシエチル）ジメチルアンモニウム＝2－（アクリロイルアミノ）－2－メチルプロパン－1－スルホナート－*co*－2，5－ビス（4－ビニルベンジルスルファニル）－1，3，4－チアジアゾール］	9－2378
18950	末端基がエトキシ基又はトリメチルシロキシ基である（3－アミノプロピルトリエトキシシランとアリエトキシフェニルシランから重縮合で得られる）シルセスキオキサン	10－2505
18951	メタクリル酸＝2－イソシアナトエチルと（メタクリル酸＝1，7，7－トリメチルビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2－イル・メタクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合物）の反応生成物	9－2379
18952	メタクリル酸＝3－メチルスルホニルオキシトリシクロ［3．3．1．$1^{3,7}$］デカン－1－イル	7－(2)－267
18953	メタクリル酸＝3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，9，9，10，10，11，11，12，12，12－ノナデカフルオロドデシル	2－(6)－1851
18954	メタクリル酸＝（6－ヒドロキシナフタレン－2－イル）メチル	5－1429
18955	2－｛［2－（メタクリロイルオキシ）エチル］ジメチルアンモニオ｝アセタート重合物	9－2380
18956	メタンスルホン酸イソプロピル	2－(6)－1852
18957	メチル　β－D－グルコピラノシドのオキシラン重付加物	10－2506
18958	（メチル　β－D－グルコピラノシドのオキシラン重付加物）とオクタデカン酸の反応生成物	10－2507
18959	メチル　β－D－グルコピラノシドのメチルオキシラン重付加物	10－2508
18960	1－（メチルスルホニル）ピペリジン－4－オン	8－(1)－3518
18961	4－メチル－1，3－チアゾール－5－イルメタノール	8－(7)－1670
18962	3－メチルチオフェン－2－カルボニル＝クロリド	8－(6)－268
18963	3－メチルチオフェン－2－カルボン酸	8－(6)－269
18964	メチル　2，3，4，6－テトラ－*O*－アセチル－1－*C*－（3－｛［5－（4－フルオロフェニル）－2－チエニル］メチル｝－4－メチルフェニル）－D－グルコピラノシド	8－(4)－1769
18965	*N*－メチル－6－［(1－アリチル－1*H*－イミダゾール－4－イル）カルボニル］－2－ナフトアミド	8－(2)－2293
18966	6－メチル－2，4－ビス（メチルスルファニル）ピリジン－3－アミン	8－(1)－3519
18967	2－メチルピラゾロ［1，5－*a*］ピリミジン－6－カルボン酸	8－(2)－2294
18968	2－メチルブタン－1，2，4－トリオール	2－(8)－767
18969	メチル　1－*C*－（3－｛［5－（4－フルオロフェニル）－2－チエニル］メチル｝－4－メチルフェニル）－D－グルコピラノシド	8－(4)－1770
18970	4－メチル－1－（メチルスルホニル）ピペリジン－4－アミン＝一塩酸塩・一水和物	8－(1)－3520
18971	4－メチル－1－(メチルスルホニル）ピペリジン－4－オール	8－(1)－3521
18972	6－メトキシ－2，6－ジメチルヘプタナール	2－(8)－768
18973	2，2’－［6－(4－メトキシフェニル)－1，3，5－トリアジン－2，4－ジイル］ビス［5－(2－エチルヘキシルオキシ）フェノール］	8－(3)－1254
18974	3－メトキシ－4－(4－メチルイミダゾール－1－イル）安息香酸メチル	8－(2)－2295
18975	3－メトキシ－4－(4－メチルイミダゾール－1－イル）ベンズアルデヒド	8－(2)－2296
18976	5－メトキシ－2－［(4－メトキシ－3，5－ジメチルピリジン－2－イル）メチルスルファニル］－1*H*－ベンゾイミダゾール	8－(1)－3522

○厚生労働省告示第二百五十五号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十八条の七から第二十八条の九までの規定に基づき、平成二十二年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償についてその額の改訂をしたことがあるものとしてその額の改訂をした場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率